

## 1 重層的支援体制整備事業の概要

### 1) 事業創設の背景

近年、少子・高齢化や核家族化の進行、人口減少社会への突入、個人の価値観やライフスタイルの多様化等により、地域住民のつながりの希薄化など、地域や家族を取り巻く環境が変化しています。加えて、不安やストレス、孤独死、ホームレス、家庭内暴力、虐待、犯罪などの生活上の諸問題が複雑化・多様化することで、従来の支援では対応できない問題が出てきています。また、支援が必要な高齢者、特に一人暮らし高齢者の増加や孤独死、ひきこもり、子育て家庭の孤立、貧困、児童虐待など、地域でおこる福祉等の課題は複雑化、深刻化しており、これまでの支援では十分な対応が難しくなっており、高齢者、障がい者、児童などの分野ごとに整備されてきた対応では支援の隙間、制度の狭間を埋める取組が必要となってきております。

長泉町(以下、「町」という。)の現状としては、開発が進む中で住民の出入りが激しく、地域コミュニティの希薄化が目立つ「市街化区域」と、強固なコミュニティを維持するものの、高齢化が著しい「農村地域」の二極化が進んでいることに加え、地域福祉を担ってきたボランティア団体、民生委員・児童委員や自治会活動の担い手も高齢化が進み、今後の新たな担い手の養成・育成をどのように進めていくかが課題となっております。

さらに、情報化社会の進展、SNSの発達に伴い、従来の枠組みとは異なるコミュニティが形成される流れもあり、地域を取り巻く状況は絶えず変化を続けています。とりわけ、地域の抱える課題に対する「自助」「互助」「共助」「公助」の支援体制を整理し、連携して課題を解決することが必要とされています。

このような背景の中、町では令和4年3月に「いきいきとした暮らしを支える優しい ながいづみ」を基本理念とする「第7次長泉町地域福祉計画(計画期間:令和4年度から令和8年度)」を策定し、長泉町社会福祉協議会(以下、「社協」という。)と連携し、少子高齢化や8050(ハチマルゴーマル)問題、ヤングケアラー、ダブルケアなど複雑かつ複合化した課題を抱える世帯への支援を行い、町と住民との協働、関係機関との連携も強化し、さらなる地域福祉の推進を図っております。

さらに、国では社会福祉法(以下「法」という。)において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、市町村が「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業として「重層的支援体制整備事業(以下、「本事業」という。)」を創設し、令和3年4月1日から施行されております。

町では、これまで取り組んだ既存の会議体である個別のケース会議等で得たノウハウを生かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実現するために「長泉町重層的支援体制整備事業」を実施することとします。

## 2) 事業実施

縦割りの分野別支援体制の壁を低くすることで、複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、

- ① 属性を問わない相談支援（法第106条の4第2項第1号）
- ② 参加支援（法第106条の4第2項第2号）
- ③ 地域づくりに向けた支援（法第106条の4第2項第3号）

を柱とする支援を一層効果的かつ円滑に展開できるよう、

- ④ アウトリーチ等を通じた継続的支援（法第106条の4第2項第4号）
- ⑤ 多機関協働による支援（法第106条の4第2項第5号及び第6号）

を新たな機能として付加し、①から⑤までの各事業を一体的に実施するものです。

## 法第106条の4第2項に係る事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）
	ロ		【障がい】相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	二		【困窮】生活困窮者自立相談支援事業
第2号		参加支援	《新規事業》
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障がい】地域活動支援センター機能強化事業
	二		【子ども】地域子育て支援拠点事業
			【困窮】生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援	《新規事業》
第5号		多機関協働	《新規事業》
第6号		支援プランの作成（※1）	《新規事業》

（注）重層的支援体制整備事業実施要綱（重層的支援体制整備事業の実施について（令和3年6月15日子発0615第10号、社援発0615第2号、障発0615第1号、老発0615第1号））に基づき、生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号））に定める『地域における生活困窮者等のための共助の基盤づくり事業』を第3号に位置付けて実施する。

なお、令和4年度からは事業名が『生活困窮者支援等のための地域づくり事業』となる。

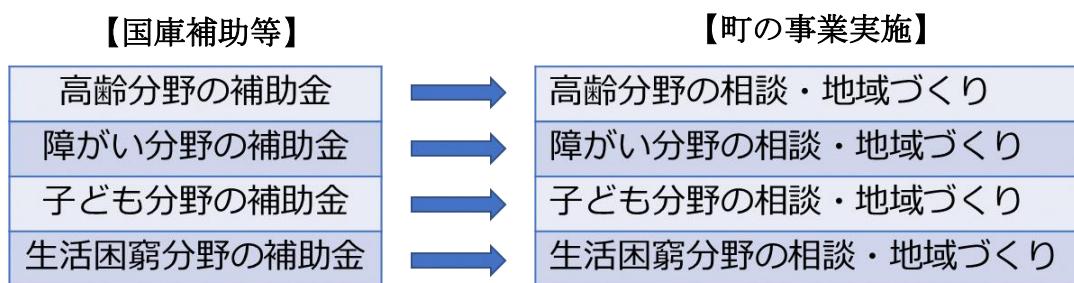
（※1）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

### 3) 交付金の一本化

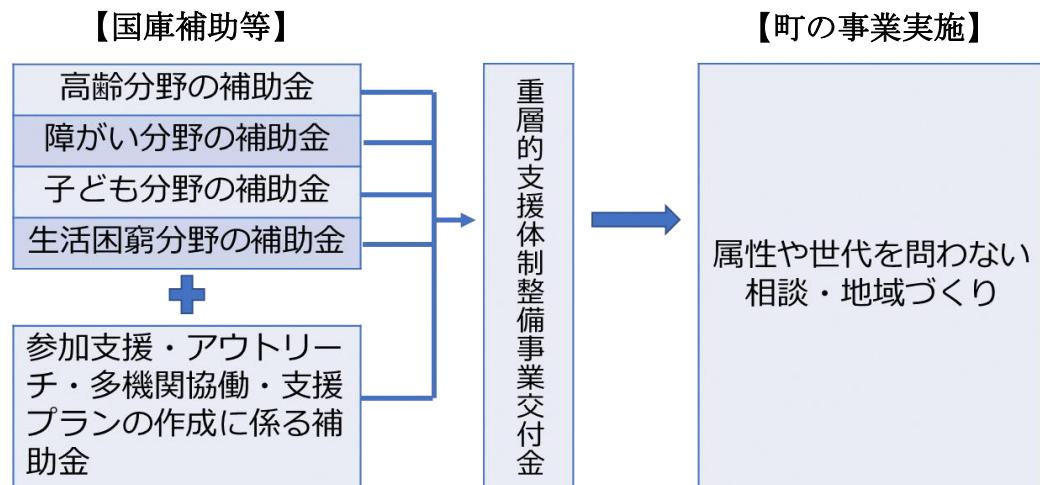
本事業においては、従来、各分野（介護、障がい、子ども、生活困窮）の制度に基づき、行っていた相談支援や地域づくりにかかる国庫補助等に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る国庫補助等を加え、一体的な執行を可能とする「重層的支援体制整備事業交付金」（法第106条の8、第106条の9）として交付されます。

交付金の集約により、包括的な支援体制の構築を目指します。

### 現行の仕組み



### 重層的支援体制



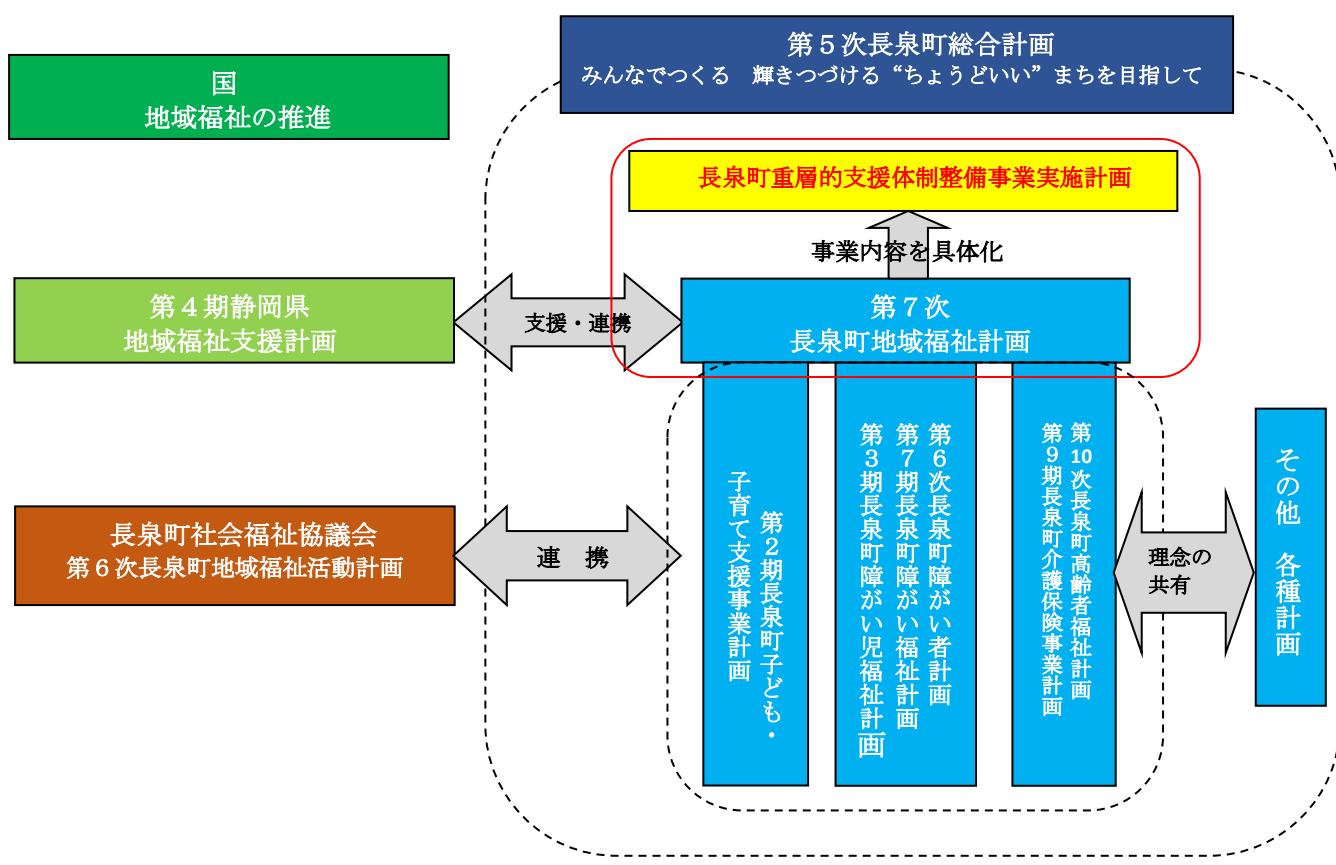
## 2 計画の位置づけ

本計画は、法第 106 条の5の規定に基づき、本事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画であり、「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル(令和3年3月 31 日)」に依拠した「重層的支援体制整備事業実施計画」です。

なお、地域福祉計画については、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他福祉各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられています。(法第 107 条第1項第1号)

本計画は長泉町地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、本事業の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、その内容は本事業を実施するために必要な事項に特化した内容とするものです。

また、本事業が属性を問わず分野横断的な支援を行うものであるとともに、介護、障がい、子育て、生活困窮の既存制度の事業の一部を包括化して実施する事業であることから、長泉町地域福祉計画、長泉町高齢者福祉計画、長泉町介護保険事業計画、長泉町障がい者計画、長泉町子ども・子育て支援事業計画等の地域福祉に関する法定計画との調和を保ち、記載事項について整合性を図った内容となります。(法第 106 条の5第3項)



### 3 重層的支援体制整備事業の理念

本事業は、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する包括的な支援体制を整備することで、重層的なセーフティネットの構築を目指すものであり、その支援対象者は福祉、介護、保健医療、住まい、就労、教育、地域社会からの孤立等の属性を問わない、あらゆる課題を抱えるすべての町民です。

本事業の実施にあたっては、下記の基本的な理念に基づくこととします。(「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル(令和3年3月31日)」P.7抜粋)

- ・アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと
- ・本人・世帯を包括的に受け止め支えること
- ・本人を中心とし、本人の力を引き出す観点で行われること
- ・信頼関係を基盤として継続的に行われること
- ・地域住民のつながりや関係性づくりを行うこと

また、本事業のもう一つの意義は、町の現状を踏まえ、包括的な支援体制の整備に向けた検討プロセスにおいて、体制構築の方針や具体的な工程について、町民や支援関係機関と丁寧な議論を行い、意識の醸成を図ることであるとされており、そのきっかけとして、実施計画の策定(法第106条の5)や支援会議設置(法第106条の6)に関する規定が定められております。

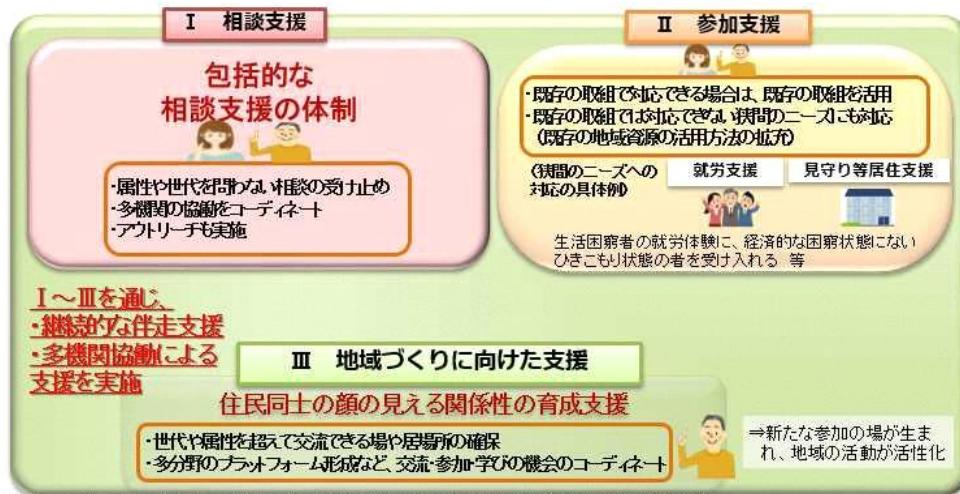
町では、支援会議の設置のあり方や、本実施計画策定のための検討の場として、関係課及び社協が一堂に会する「重層的支援準備管理会議」を令和4年4月に立ち上げ、町全体での認識の共有を図り、一つのチームとして取組を進めてきました。

会議のメンバーとしては、本事業を所管する課の職員、介護、障がい、子育て、生活困窮支援の本事業に包含される既存事業を所管する課の職員、他の支援や地域づくり関係の事業を所管する課の職員や社協職員が参集し、分野横断の政策検討を令和6年3月まで実施してまいりました。

そのほか、「重層的支援準備管理会議」と並行して、令和5年度より地域包括支援センター及び障がい者相談支援事業所を含めた「包括的相談支援連絡会」を定期的に開催し、ケース報告、各相談支援機関からのケース相談及び本事業の勉強会等を実施し、令和6年4月以降も定期的に開催し、各支援機関が連携しながら事業を進めてまいります。

#### 4 重層的支援体制整備事業の目的

介護、障がい、子育て、生活困窮の分野別に行われていた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、町全体で全町民に対する重層的なセーフティネットの強化を目指すものであり、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を展開します。



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。  
(ア) 狹間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する  
(イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる  
(ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル(令和3年3月31日)」P. 6より抜粋)

## 5 実施内容及び実施体制

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、個別の支援と地域に対する支援の両面を通じて、重層的なセーフティネットを整備するため、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を柱に、「多機関協働による支援」、「アウトリーチを通じた継続的支援」を一体的に実施します。

また、府内外の連携や専門職等の多機関協働などの体制づくりを進めるとともに、多様な人・組織が「できること」や「したいこと」で地域福祉に参加できるような仕組みづくりを進めます。

### (1) 包括的相談支援

#### ① 地域包括支援センターの運営【第1号イ】

分 野	介護
事務内容	地域の高齢者等の総合相談と包括的支援体制を確立し、高齢者が要介護状態になることの予防を推進するとともに、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のため、包括的支援事業等を行う。
実施方式	委託（社会福祉法人）
支援機関	地域包括支援センター 2箇所（北、南）
所 管 課	長寿介護課

#### ② 相談支援事業【第1号ロ】

分 野	障がい
事務内容	障がいのある人の自立と社会参加の促進、地域生活の支援に加え、町内相談支援事業所に対する研究の企画・実施等による人材育成や困難ケースの後方支援、地域の関係機関との連携強化を行う。
実施方式	委託（社会福祉法人等）
支援機関	障がい者基幹相談支援センター 1箇所（ゆううん） 障がい者相談支援事業 5箇所（まえむき、なかせ、つむぎ、リベルテ、ふがく）
所 管 課	福祉保険課

#### ③ 利用者支援事業【第1号ハ】

##### (ア)特定型

分 野	子ども
事務内容	窓口に保育コンシェルジュを配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供し、必要に応じて案内やサポートを行う。
実施方式	委託（株式会社）
支援機関	こども交流センター 1箇所（パルながいいずみ）
所 管 課	こども未来課

##### (イ)こども家庭センター型

分 野	子ども
事務内容	児童及び妊産婦の福祉や母子及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う。
実施方式	直営
支援機関	町（こども家庭センター） 2箇所（こども未来課、健康増進課）
所 管 課	健康増進課・こども未来課

#### ④ 生活困窮者自立相談支援事業【第1号二】

分 野	生活困窮
事務内容	地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する包括的な支援体制を整備する観点から、相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援など必要な支援を行うもの。
実施方式	直営、委託（社会福祉法人）
支援機関	福祉保険課（事務職1人で週2日勤務、2人で週4日勤務） 長泉町社会福祉協議会（県社協が県より委託のため町は委託なし）
所 管 課	福祉保険課

#### （2） 参加支援

##### ① 参加支援事業【第2号】

事務内容	既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を目指すもの。
成果目標	・活動参加の場への利用につながった人数 3人以上 ・就労準備体験等への協力企業・団体 2企業・団体以上
実施方式	委託（社会福祉法人）
支援機関	長泉町社会福祉協議会
実施体制	アウトリーチ等を通じた継続的支援及び参加支援を一体的に実施するため、社会福祉協議会に配置されている生活支援コーディネーター等と連携・協力していく。
所 管 課	福祉保険課

#### （3） 地域づくりに向けた支援

##### ① 地域介護予防活動支援事業【第3号イ】

分 野	介護
事務内容	<p>1. 地域介護予防活動支援事業</p> <p>(概要・目的) 地域の高齢者が自主的な介護予防教室を実施することを支援する。通いの場等への専門職の派遣や継続支援のための通いの場のリーダー向け研修会を実施。</p> <p>(効果) コミュニケーションと脳のトレーニング、運動を組合せて行うことで、認知症予防につなげる。転倒予防の体操と仲間づくりのためのレクリエーションを行うことで介護予防につなげる。</p> <p>(定量的な実施内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通いの場リーダー研修（認知症予防・転倒予防実施団体の合同の継続支援）：1回</li> <li>・ひらめき！脳広場（認知症予防）継続支援：2団体</li> <li>・ちょいトレ！楽らくクラブ（転倒予防）新規地区立ち上げ支援：8回×2地区</li> </ul> <p>2. 介護予防・生活支援サービス事業補助金（地域介護予防活動）</p> <p>(概要・目的) 住民主体で実施する介護予防や高齢者の自立した生活環境の維持・向上を目的とした多様な活動を年10回以上継続して行う団体に対し、1団体最大10万円を交付。</p> <p>(効果) 活動費を補助することにより、住民主体の活動の継続につながる。</p>

	(定量的な実施内容)・活動基本費:1団体
実施方式	直営
活動場所等	町内全域
所管課	長寿介護課

② 生活支援体制整備事業【第3号口】

分野	介護
事務内容	高齢者等が、住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるように、多様な主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくこと。地域住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備するとともに、交流・参加・学びの機会を生み出すために「人と人」、「人と居場所」をつなぎ合わせるコーディネートを行う観点から、参加者の属性や世代に関わらず必要な支援を行うものとする。
実施方式	委託(社会福祉協議会)
活動場所等	第1層(町内全域)、第2層(3圏域(北小、長小、南小校区))
所管課	長寿介護課

③ 地域活動支援センター機能強化事業【第3号ハ】…当町該当なし

分野	障がい
事業外の支援の場	長泉町社会福祉協議会、こでまり、ふれあい沼津(委託)
所管課	福祉保険課

④ 地域子育て支援拠点事業【第3号ニ】

分野	子ども
事務内容	子育て中の親子が集い、相互交流や子育ての悩み・不安を相談できる場として、つどいのひろばを整備し、地域の子育て関係情報の提供や、子育て支援に関する講習等も実施する。
実施方式	直営、委託(社会福祉法人、株式会社)
活動場所等	一般型:子育て支援センター(みかんちゃん(直営)、ちえりーぶらっさむ)、こども交流センター(パルながいいずみ)
所管課	こども未来課

⑤ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業【第3号】

分野	生活困窮
事務内容	生活に課題を抱える地域の生活困窮者の情報取得やニーズの把握、また、関係性の構築、社会とのつながりを支援することで、就労その他自立の支援に繋げる。
実施方式	委託(社会福祉協議会)
活動場所等	町内全域
所管課	福祉保険課

#### (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援

##### ① アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【第4号】

事務内容	訪問等により継続的につながり続ける機能で、支援頻度の調整などを通し、関係機関の状況に応じた途切れない支援を行う。また、アウトリーチ支援により途切れている支援を必要とする方の掘り起こしと継続的支援を再開する。
成果目標	・地域住民及び関係機関からの新規相談件数 5件以上
実施方式	委託（社会福祉協議会）
実施体制	アウトリーチ等を通じた継続的支援及び参加支援を一体的に実施するため、社会福祉協議会に相談員1人を配置
所管課	福祉保険課

#### (5) 多機関協働

##### ① 多機関協働事業【第5号、第6号】

事務内容	ケースごとに柔軟なメンバー構成をし、問題が複雑に絡み合っているケースにおいて、解決に向けた多機関協働による包括的支援の調整を図るとともに、支援プランの作成を行う。
成果目標	・複雑化複合化した支援ニーズを有する等の支援関係機関等による役割分担を行う。 ・多機関協働による事例検討件数（継続含む） 5件 ・関係機関との支援連携、協働ケース 5件
実施方式	委託（公益財団法人）
実施体制	公益財団法人復康会（精神保健福祉士社会福祉士1人） 福祉保険課職員（事務職1人）
所管課	福祉保険課

地域の情報を収集し、体制の構築や全体的な連携不足を調整し、連携を行う機関の選定は、ケースごとに関わりのある機関と調整のうえ、最終的な役割分担を重層的支援会議にて決定（目標設定、プランの承認）し、実際の支援において多機関と協働した包括的・継続的な支援を行う。

また、第4号と第5号の事業では、生活に直結する場面において、税務課、企業局、教育機関との連携が実際の支援に必要となってくることから、包括的相談支援事業と同様に連携強化を目指します。

## 6 会議のありかた

### 開催実績(令和6年度)

会議名	回数	プラン	終結
重層的支援会議	5	7(内2件再プラン)	1
支援会議	14		

#### 1) 重層的支援会議(いちばんいい会議)

町では、本事業全体を円滑に実施するとともに、支援対象者等に対する個別の支援の妥当性を担保するため、いちばんいい会議を設置します。

##### (1) 目的

いちばんいい会議は、本事業が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たすことが求められます。なお、事例の内容によって、会議の果たす役割は異なるものであり、毎回の会議において、これら全ての役割を担う必要はありませんが、他方で、状況に応じてここに明記されていない他の役割を果たすなど柔軟に対応することもできます。

- ① 多機関協働事業、アウトリーチ等事業、参加支援事業の各事業の事業者が作成したプランの評価及び改善に係る協議
- ② 本事業の実施状況及び実施方針の協議
- ③ 前各号に掲げるもののほか、会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

##### (2) 構成員

いちばんいい会議には、原則として多機関協働事業者と町の参加が求められます。特に、町については、参加支援事業又はアウトリーチ等事業を利用する場合には、多機関協働事業のプランに基づき町が支援決定を行うため、町は全てのいちばんいい会議に参加をするものとされており、また、いちばんいい会議で検討する中で、アウトリーチ等事業や参加支援事業の必要性が表面化する場合も多いことから、両事業者も参加することとされています。

さらに、事例の内容に応じて、例えば、生活保護制度の利用が検討される場合は生活保護の実施機関、就労支援が必要な場合は公共職業安定所等の就労支援機関、中小学生であれば学校や教育委員会など、本人の支援に当たり連携が必要な機関についても参加することが望ましいとされています。また、福祉分野以外の関係者が参加することにより、いちばんいい会議を通じて新たなつながりや分野を超えた関わりをつくることも期待されるので、分野横断的に参加を呼びかけることとしますが、いずれにしても、アセスメントの方法や課題の整理の方法等が適切であるかを客観的に検討できる者が参画することとします。

本人の参加は必須ではありませんが、参加することが本人にとって有益である場合には、本人の状況を十分に考慮したうえで参加してもらうことも考えられます。その際、本人の状況によっては、多くの人の前で話をすることに慣れていないかたり、精神状態が

不安定であることなどから、無理に参加を求めることがないよう留意しなければなりません。

### (3) 会議の開催方法

いちばんいい会議は、必要に応じて多機関協働事業者が構成員を招集し、開催は定期開催(年2回)及び随時開催とします。

### (4) 開催のタイミング

いちばんいい会議は、以下4つのタイミングで必ず開催する必要があります。

プランについては、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等事業のすべてが該当します。

- ・プラン策定後の評価時
- ・再プラン策定時
- ・支援終結の判断時
- ・支援中断の決定時(※)

(※)支援中断は、本人と完全に連絡が取れなくなったときに判断。

しかしながら、判断に当たっては、関係者や地域住民から情報収集を行ったり、自宅訪問を行うなど、できる限り本人とコンタクトをとるよう働きかけることが重要。

このほか、支援の進捗状況の把握やモニタリングのタイミングなど、支援を円滑に進めるために必要と考えられる場合には適切に開催することが求められます。なお、そのような場合には、いちばんいい会議としてではなく、別の形態で適宜会議等を開催することも考えられます。

### (5) 主な検討内容

いちばんいい会議の開催時期ごとの主な検討内容は次の表のとおりです。

開催時期	主な内容
プラン策定後の評価時	<ul style="list-style-type: none"><li>・アセスメント結果に基づく本人の目標、支援方針、プラン内容</li><li>・各支援関係機関の役割分担の確認</li><li>・モニタリングの時期の検討等</li></ul>
再プラン策定時	<ul style="list-style-type: none"><li>・本人の状況変化の確認、評価</li><li>・現プラン評価</li><li>・再プラン内容の確認(プラン策定時の内容と同様)</li></ul>
支援終結の判断時	<ul style="list-style-type: none"><li>・本人の目標達成状況、本人に関わる支援者の状況等の確認</li><li>・支援終結の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認</li></ul>
支援中断の決定時	<ul style="list-style-type: none"><li>・本人との連絡が完全に取れなくなった場合等における、支援の中止の決定</li></ul>

### (6) プラン確定に向けた手続き

プランが確定するまでの手続きを整理すると、次頁の表に示した3つのパターンが考えられ、アウトリーチ等事業や参加支援事業がプランに盛り込まれるか否かによって「確定」のタイミングが異なります。

アウトリーチ等事業や参加支援事業を含むプランは、町による支援決定後に確定することになり、アウトリーチ等事業や参加支援事業を含まないプランは、いちばんいい会議で了承後に確定することになります。

詳細は、次の表のとおりです。

プランの内容	支援決定または確認
アウトリーチ等事業や参加支援事業のみのプラン	・プランに記載された課題と支援の方向性に対して、アウトリーチ等事業や参加支援事業の提供が適切か判断し、これらの事業による支援を行うこと及び支援の内容について決定する。
アウトリーチ等事業や参加支援事業以外の支援を含むプラン	・アウトリーチ等事業や参加支援事業については上記と同様の取扱いである。 ・アウトリーチ等事業や参加支援事業以外の支援については、町の支援決定は不要である。ただし、両事業以外の支援の提供状況は、両事業の決定に影響を及ぼす可能性があることから、両事業以外の支援についても内容を確認する。
アウトリーチ等事業や参加支援事業を含まないプラン	・町にプランの報告を行う。

## 2) 支援会議

町では、法第 106 条の6に基づき支援会議を設置します。

### (1) 設置背景・目的

本事業を効果的に実施するためには、多職種による連携や多機関の協働が重要な基礎となります。事案によっては本人の同意が得られないために支援関係機関等での適切な情報共有が進まず、役割分担も進まない場合があります。

また、予防的・早期の支援体制の検討を進めることができるためにも関わらず、本人同意を得られないために体制整備が進まない場合もあります。

このため、法第 106 条の6の規定により、町において、地域住民が地域において日常生活や社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うため、支援関係機関等により構成され、会議の構成員に対し守秘義務が課される支援会議を新たに設置することができるようにしました。

支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握しているながらも支援が届いていない個々の事例の情報の共有や、地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものです。

支援する側の事務を円滑に行うために開催するものではなく、あくまで潜在的な相談者に支援を届けるため、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができない人へ支援を行うために開催するものであることに留意しなければなりません。

支援会議の構成員の役割は、次の3つです。

- ・気になる事例の情報提供、情報共有
- ・見守りと支援方針の理解
- ・緊急性がある事案への対応

## (2) 開催方法

支援会議は町が個別の事例に応じて招集し、主宰します。

開催は定期開催及び随時開催とします。

## (3) 構成員

支援会議の構成員については、町が検討内容により、行政関係課をはじめ、各分野の支援関係機関、福祉サービス提供事業者、医療機関、学校等幅広く想定されます。

また、メンバーそれぞれに守秘義務がかけられることを前提に、ケースの内容や開催時期等により、構成員を変更することとします。

## (4) 守秘義務の適用範囲

本事業の円滑な実施を図るために情報の交換等を行う必要がある場合は、支援会議の構成員に対して「課題を抱える地域住民に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることが可能となります。支援会議の出席者は、正当な理由なく、支援会議において知り得た全ての事項(地域住民に関する情報だけでなく、広く事務の実施に関するものを含む。)について漏らしてはいけません。

ただし、支援会議においては、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 22 条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より厳しい守秘義務が課せられている税務職員が有する納税者等の情報を本人の同意なく共有することまでは想定していないことに留意が必要となります。

## 7 計画の推進にあたって

### 1) 計画の周知・啓発

本計画を効果的に推進し、基本理念の目指す地域づくりを実現するためには、町、社協の取組だけでは不十分であり、町民や各種団体、事業者などの主体的な取組が不可欠です。そのため、本計画の考え方や取組等についてご理解いただき、共に実践していただけるよう、広報紙、ホームページ等を通じて計画内容を公表するとともに地域での出前講座や会合等も機会の一つと捉えて周知・啓発に努めます。

### 2) 協働による推進体制

#### (1) 長泉町・長泉町社会福祉協議会の連携強化

本計画は、第7次長泉町地域福祉計画に定める「暮らしを支える包括的な体制づくり」のうち、本事業の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、その内容は本事業を実施するために必要な事項に特化した内容とするものです。よって、地域福祉計画と同様に、社協の「第6次地域福祉活動計画」と一体的に推し進めていく必要があります。そのため、町と社協が車の両輪のように連携を図りながら、本計画の推進役と町民や各種団体、事業者との調整役としての役割を一層強化し、地域福祉を推進していきます。

#### (2) 関係機関との連携強化

本計画を推進し、支援を必要とする人のニーズに合った施策を展開していくため、地域福祉の担い手である民生児童委員等や自治会、福祉施設、医療機関等、様々な関係機関・団体との連携強化を図りながら、地域福祉活動の拡大を図っていきます。

#### (3) 重層的支援体制整備事業推進会議の活用

年1回開催し、実施計画の実施状況を評価するとともに、各分野における相談支援の内容の実態から新たな地域生活課題の共有を図り、次期、総合計画や関連計画等の施策に繋げていきます。

推進会議のメンバーは、各課長級の職員とします。

#### (4) 計画の検証・評価・見直し

定期的にその進捗を確認し、PDCAサイクル管理手法を取り入れた分析・評価を行います。課題等がある場合には隨時対応し、必要があると認められるときには、計画の見直しや変更を行います。

※「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」を順に実施していくものです。